

ZENCOLO

ゼンコロ



私たちの誓い

- | | |
|--|--|
| 1. 私たちは、試されたことのない道を自分たちの手でできひらく開拓者の心もち続けます。
(開拓者の心) | 力を育てる努力を続けます。
(可能性の追求) |
| 2. 私たちは、さまざまな困難を乗り越え、働くことをつうじて積極的に社会に貢献することをめざします。
(働く喜び) | 4. 私たちは、お互いに協力し、励まし合い、かわることのない連帯でしあわせを楽しみます。
(連帯と協力) |
| 3. 私たちは、ひとりひとりの多様な可能性を信じて、新しい能 | 5. 私たちは、心を合わせて、すべての人がもっとも人間らしく生きることのできる平和で豊かな社会の実現をめざします。
(豊かな社会) |

「盛夏」(おいでよ沖縄) 国頭村・楚洲

(撮影：沖縄コロニー 後藤 寛)

重度障害者の職域の拡大を！ 重度障害者の完全就労と雇用を！ 障害者の社会参加を！（ゼンコロメインテーマ）

・青森県コロニー協会・青森市017(728)5621・山形県コロニー協会・山形市0236(41)1136・長野若槻園・長野市026(296)1415・東京コロニー・中野区03(3952)6166・東京アフターケア協会・清瀬市0424(91)1236・あかつきコロニー・武蔵村山市0425(60)7840・京都梅花園・城陽市0774(52)1362・山口県コロニー協会・防府市0835(32)0069・福岡コロニー・粕屋郡092(963)2781・佐賀春光園・三養基郡0942(94)2144・熊本県コロニー協会・熊本市096(353)1291・沖縄コロニー・浦添市098(877)3344
ゼンコロホームページ <http://www.tocolo.or.jp/zencolo>

新「アジア太平洋障害者の十年」(2003~2012)を推進しよう

特集「支援費制度」この一年をどう評価するか

【特集の視点】

今年4月30日、日本障害者協会（JD）を含む障害者8団体が主催して、介護保険と障害者保健福祉施策の関係を考える「公開対話集会」が中野サンプラザで開催され、ゼンコロからも6法人16名が代表参加した。措置費制度から利用者にウエイトを置いた支援費制度に大きく制度が切り替わって1年足らずのうち、主に財源不足を理由として介護保険への統合問題が浮上した。2005年に予定されている介護保険制度の本格的な改正に向け、国は被保険者を20歳から引き下げ、現行制度の高齢者から、障害者や難病、精神障害を含む介護や支援を必要とする全ての人に広げるとした論議が行われつつある。

目的が異なる制度の統合であり、ケアマネジメントを通して個々の障害状況に応じたサービス提供・支援を行っている現行支援費制度が、介護保険でどこまで対応が取れるのか多くの問題があると思われるが、それ以上に支援費制度の評価が十分になされないまま「ない袖は振れない」とばかりに介護保険へスケジュール的に統合移行することに、危機感を覚える。そこで当法人として「支援費制度 この1年をどう評価するか」というテーマで各地域の会員法人から、事業者、職員、利用者など立場が異なる角度からそれぞれ評価をお願いして特集を組んだ。

また、この特集の最後に全国社会福祉協会発行の『月刊福祉 2004年5月号』で、東京コロニー理事長の立場で勝又和夫（ゼンコロ会長）が寄稿しており、事前に再掲の了承を全社協編集部から頂いて掲載した。資料として参考にしていただければと願っている。

【ゼンコロの現況】

社団法人ゼンコロは12の社会福祉法人で構成されており、社会就労センター（授産施設）、福祉工場、グループホーム等施設が57ヶ所、1,894名の障害者が施設を利用している。多くは肢体不自由だが、知的障害368名、精神障害61名も共に働いている。

障害等種別の状況

(2004年3月31日現在) (単位：人)

障害等の種類		障害の程度							総数	うち車イス使用	うち脳性まひ
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	未確定その他			
① 肢体不自由	上肢障害	14	27	37	16	5	4	0	103	5	31
	下肢障害	86	119	47	43	19	19	0	333	113	68
	上下肢障害	164	286	83	28	11	7	0	579	187	223
	体幹機能障害	40	66	19	2	18	0	0	145	53	54
①の小計		304	498	186	89	53	30	0	1,160	358	376
② 視覚障害		7	4	1	1	4	2	0	19	1	0
③ 聴覚/平衡/音声/言語障害		15	69	20	21	1	13	0	139	1	2
④ 内部障害		60	7	60	14	0	0	4	145	2	0
⑤ 知的障害		70	123	93	75	1	1	5	368	1	4
⑥ 精神障害		2	9	8	0	0	0	42	61	0	0
⑦ 低所得		0	0	0	0	0	0	2	2	0	0
計		458	710	368	200	59	46	53	1,894	363	382

会員法人全体の利用者等の年間平均工賃等は次のとおりである。

年間平均工賃等

(2004年3月31日現在) (単位：円)

	平均	(月平均額)	最高	最低
授産産利用者	431,810	(35,984)	867,079	150,517
福祉工場所員	2,890,039	(240,836)	3,550,505	1,946,057

沖縄コロニー

支援費制度が始まったこの1年、沖縄コロニーでは利用者の立場に立った施設づくりをめざし特に生活支援に重点を置いて改善に取り組んできた。まず、専任介護士を配置し入浴介助はもちろん自主リハビリの補助や布団干しや繕い物など、寮の生活支援を強化した。また、夕食時間を1時間延長しゆったりした食事提供に取り組んだほか、約2ヶ月間をかけ全利用者の個別ヒアリングを実施し個々のニーズを把握しながら、生活環境の改善に取り組んできた。これまでは生産性を優先してきたためなかなか取り組めなかったが、支援費制度の理念を理解する上で、利用者本位のサービスの必要性、自己決定の尊重の大切さを改めて認識させられ、職員の意識も変わり即実行に移せたと言えよう。

利用者の同意を得なければならない個別支援計画の策定には、経験不足、専門性のなさも痛感しながら、具体的な支援のあり方を考えさせられた1年であった。

また、障害程度区分に応じた人員配置のガイドラインが示され、サービスの向上が求められる一方、請求事務等の事務量は増大した。それにも関わらず各種補助金の廃止、単価のダウン、入院時の減額等、厳しい施設経営となった。

さらに、障害程度区分の認定等では、県から市町村へその役割が委譲されたが、市町村間で判定に大きな格差が生じた。事務手続きでも市町村間でバラツキがあり、国や県の指導が行き届いてないことが感じられた。

この1年を振り返ってみると、支援費制度の理念は素晴らしいものであり、利用者には権利意識を、施設には福祉の原点を問い直された事で大いに意義があったと思う。

同時に障害者福祉の担い手である施設には、支援方法のレベルアップが求められている。

(生活支援員係長 宮城律夫)

熊本県コロニー協会

2003年4月から支援費制度がスタートして1年が経過した。当法人は支援費制度に該当する施設が現在はないが、今年の秋に知的障害者通所授産施設を開設するため、現在準備をすすめているところである。

支援費制度全体の動きとして、開始からまだ1年しか経過していない中で、財源不足のため介護保険へ統合の話が検討されている。支援費制度になり、多くの人が声を上げることが出来るようになったことはとてもすばらしいことだと思う。サービス利用希望者の伸びはいかに利用できるサービスが今まで少なかったかの現れなのである。また、決して全ての人が満足に行くサービスとは言えない現状である。まだ13万人の人達が施設に入所している実態があり、地域生活への移行を考えた時、新しくサービスを利用する人が増えるのは当然である。是非制度そのものの意義を十分発揮出来るように働きかけていかなければならない。

前述のように、いよいよ当法人でも知的障害者通

所授産施設の開所を間近に控えている。新施設に先駆けて、社会事業授産施設・訓練科では利用者それぞれのニーズに合わせた個別支援計画をたて、5月から支援を実施している。

作業面では、それぞれ目標を設定し、目標達成に向けて本人が努力できる環境を作り、健康面では、ダイエットが必要と思われる方には、運動プログラムを作成して楽しんで取り組める工夫をしている。また、将来自立して生活できるように、調理実習を行ない、何か一つでも自分で出来るようになることを目標にした内容を実施している。また、一般就労を希望する方・可能であると判断させていただいた方に対して、ジョブコーチによる就労支援サービスの提供も検討してる。

今後も利用する人が自分の思いを実現しながら「あたりまえの生活」を送ることが出来るように、充実した支援を行ないたいと思う。

(ケースワーカー 田尻淑子)

佐賀春光園

支援費制度が始まって、1年が経とうとしている。この一年を現場サイドの人間が一言で振り返ってみるなら、「制度に合わせ施設を運営するのに精一杯の1年」と言えるのではないだろうか。

確かに、介護保険制度と同じように、何らかの制度が発足するときには事務などを含め、現場サイドでの混乱は必至である。制度の性質によりその混乱の大きさは様々であろうが、こと、支援費制度に関して言えば、一見スムーズに制度移行が行われた様に思われるが、あくまで、制度が段階にすぎず、制度の問題点の分析、提案、改善、などはまだまだ先

行政が福祉サービスを決定する措置費制度から、障害者自身が福祉サービスを選び、指定事業所や施設と直接契約できる支援費制度に移行してから1年が過ぎました。

この制度への移行により、各事業所や施設は利用者を満所にさせ行政から多額の支給額を得るため、あの手この手のサービスを展開させています。佐賀春光園でも、昨年より「インターネット接続サービス」や外出の際の交通費などを助成する「自己啓発・社会参加活動助成制度」のサービスを行い、障害者に選ばれる施設となるよう努力しているようです。その結果、春光園の利用者であれば誰でもこのサービスを受けられることとなり、快適な入所生活を満喫できるようになりました。しかし、その一方では利用者に対しての干渉が強化されました。例えば、以前はなかった点呼を実施している事です。施設側にとりましては、直接契約を結んで利用者を預かるのだから責任が重大となり、施設側が取る措置

のことでありと思われる。

そもそも、支援費制度は他ならぬ「利用者」の方のあらゆる面での福祉の向上を目指した制度であるはずである。しかし、この1年、現場は制度に対していかに対応するかに追われ、肝心の「利用者」に対する福祉の向上に対しては、二次的な対応しかできなかつたのではないだろうか。現場サイドで支援費制度の問題点や改善策について議論するにはもう少し期間を要するのではないだろうか、この1年を振り返って痛切に感じている。

(指導員 木塚大成)

は当然だと思いますが、利用者にとりましては、自由を束縛され、そして今まで一緒に職場で働いてきた友達のように思っていた職員から干渉されるのは、当然な事ですが職員と利用者の立場の違いを改めて感じさせられます。

また、支給額の削減を行いたい行政は、今年度から長期入院や二泊三日以上の長期外泊の際はその日数分の支援費の減額を行うと条例が新たに付け加えられました。その結果今後、経営が苦しい事業所や利用が少ない施設は恐らく利用者の外泊や外出に口うるさくになると思います。そして収益を上げられない授産施設は徐々に生活中心の施設に移行し、重度障害者の就労の場が奪われていくのです。支援費という言葉は聞こえがいいですが、その支援費が将来、小さい事業所や施設の財政を圧迫し、その付けが我々利用者に戻ってくるのが私は怖いのです。

(佐賀春光園利用者 中島宗徳)

福岡コロニー

支援費制度が施行されて、丸1年が経過した。昨年10月、福岡県社会福祉士会のなかまと支援費制度についてのアンケート調査を利用者・事業者・地域生活支援事業者・市町村を対象に行った。調査対象者775名中387名より郵送による回答が得られ、回収率は49.9%であった。詳細は紙幅の関係で書けないが、調査結果から支援費制度の問題点が明らかになった。

支援費制度は「障害者の自己決定を尊重し、障害者自らがサービスを選択し、サービスを提供する指定事業者・施設との契約によりサービスを利用する仕組み」「利用者とは指定事業者・施設が直接かつ対等の関係に立つことにより、利用者本位のサービスが提供される」と説明された。しかし、予想されたこととはいえアンケートの結果を見ると、「現状は、理想とはほど遠いという結論であった」。それは、地域に選べるだけの社会資源がなく、従って、対等な関係や自己決定は画餅であること。事業者は判定の基準が曖昧、判定項目が不十分、市町村によってバラツキがある、専

門的な知識のない人が判定している等の問題が指摘されている。市町村は財政問題、専門家の不足、地域に資源がない、制度の不備、等が率直に語られていた。

さて、昨今、支援費制度は介護保険へ移行するための暫定的な制度で、障害者の問題も介護保険の中で考えようということで議論が進んでいる。しかし、それは残念ながら逼迫した財政の問題があるから、介護保険に入れれば良いとの議論が主のように感じる。障害者の生活の質を真に豊かにしようとの発想がそこからはなんら見えてこない。そのための支援費制度導入ではなかったのか。支援費制度の問題点の改善が十分議論されないまま、財政上の問題だけで、見切り発車的に介護保険に入れようとする考えが見え見えである。支援費制度の高邁な理念は何だったのか。厚生官僚の虚言だったのか。障害者福祉を後退させないために、今こそ、なかまと共に声をあげていくことが必要だと思う。

(厚生課長 花田敏秀)

東京アフターケア協会

措置制度から支援費制度になり1年を経過したが、公立民営施設ではどのような1年であったかを振り返ってみたい。

東京都清瀬喜望園は東京都の管理委託施設であるため、2003年度は支援費制度移行による財政面での大きな影響はなかった。区市からの支援費は東京都の歳入となり、施設には委託料として支払われるため、制度が変わったという実感があまりなかったというのが本音であった。

他方、個別支援計画には多くの時間が費やされた。当施設は身体障害者授産施設であるが、入所者の平均年齢が65歳を越えていること、重度の呼吸機能障害により医療依存度が高いこと、支援費制度がある意味で地域生活移行をめざすのに対し、入所者が施設を終着駅と考えて入所していること、それらをふまえつつ授産施設のあり方である地域生活への移行も含む個別支援計画の策定には、全職場が関わり、

現在も進行中である。

入所者の視点では、1年を経過してようやく落ち着いた感がある。前記のように高齢の入所者が多いため、期限の定められた契約という制度への不安や、障害程度区分によって受けるサービスに差があるのではないかと、たとえば障害程度区分がCの場合は施設を出なければならないのか、程度区分の認定に関わる援護の機関の認定のばらつきや、支援費支給期間がまちまちであることも利用者の不安・不満の要因となった。

以上記したように、2003年度は大きな変動は見られなかったが、2004年度以降は都立施設の民間委譲の問題、指定管理者制度の本格施行を控えており、前途は多難と推測される。その中で、いかに入所者へのサービスを向上させ、働く職員の意欲を向上させていくか、課せられたテーマは大きい。

(東京都清瀬喜望園 管理課長 鈴木 格)

山口県コロニー協会

選択権の確保、自立・社会参加の促進等を理念に支援費制度が実施された。施設としても種々情報収集をしながら「当事者本位」の福祉サービスをくずすことなく職員共々支援の内容等、色んな課題について取り組み努力推進して来たところであるが、対処する力量不足から利用者の不満も免れないところであった。又職員の知識や援助技術の向上を図らねばならないと前向きな意識改革になったことは事実である。

一方行政は障害者の生活・就労実態の理解不足から福祉施策へ大きなバラツキがあることは懸念される。

以下、標題について利用者から（利用者8名）の視点と職員から（職員15名）の視点で座談会を行ったのでいくつかを表記する。

〈利用者からの声〉

- 制度は、よくわからない。しかし、職員のなかにもわかっていないひとがいるのではないだろうか。
- 職員のなかには、制度の目的もよくわかっていない人がいるようだ。
- 本人利用料と、市町村の支援費額は、知らされるが、何に使用されているのかも知りたい。
- 職員は、あくまでもバックアップという意識をもって、支援をしてもらいたい。押しつけ的な態度はどうかと思う。
- 支援費外の物など、お金を払えばやってあげるという態度を感じる時がある。
- 家族は、制度のことは、わかっていないようだ。
- 制度がはじまって良くなったとは思わない。施設全体が少しセコセコして、悪くなったなあと思う。
- 苦情解決委員会があるのは知っている。

〈職員からの声〉

- *説明をした事については、言葉も難しい表現もあるので、もう少しゆっくりと理解しやすく説明した方が良

いのでは。

- *良くなった事は、人権擁護がクローズアップされ、自己選択、自己決定、自己責任が重要視された。
- *逆に悪くなった事は、お金を取らなくてもいいところが、お金が掛かるようになった。自己責任と併せて山口コロニーでは、使途自由度というのが未だ出ていない。選べる部分がない。
- *制度として全体的に施設職員を減らす傾向にあるが法人も人員不足で利用者サービスは低下していると感じても仕方ない。又、措置の時に比べ市町村の役割が軽減し、施設に全面的に押し付け傾向である。障害程度区分の判定基準も納得するものにしてほしい。個人負担金についても措置の時は行政へであったが現制度では施設へとなったので、徴収の方法も苦勞している。
- *その他の意見として支援費制度は自己選択、自己決定、自己責任と言っているが反面障害者福祉に関して議論されていない。障害の起因は個人の責任ではなく社会で助けると意識に欠けているのでは。

介護保険との統合が論議されている現在、どのような制度・枠組みがつくられようと、利用者が安心して社会生活が出来る制度改革にすることが関係者の使命であると強く感じる。



利用者との座談会

京都梅花園

2003年度に措置制度から支援費制度にかわり、事務的に非常に大変だった1年であったと感じる。障害程度・区分認定のこと、契約書策定のこと、個人別支援計画策定のこと等、既に入所されている方の区分認定の調整、個別に面接を行い、契約書及び重要事項説明書の説明その他諸々日常業務の中で、短時間で制度にあわせて対応していくのに非常に労を費やした。

個人的には、利用者が自由に施設を選択できること、その方の障害の状況、障害程度に応じて、支援費が支給されることには基本的には賛成であるが、その区分認定の聞き取り調査の判断基準のあいまいさと難しさや心理的な部分の項目が少ない為に実際はかなりの支援が必要なのに区分認定が低いといった様な点等、始まったばかりの制度なので、さまざまな課題が残っているように感じた。

契約書や重要事項説明書等に記載されたサービス項目に準じた支援や対応をしないと利用者や保護者等の苦情になることも多くなると思われるので、言葉遣いや相談業務における適切な対応等、今までの自分自身の姿勢を再度見つめなおして行動していく必要性があり、身の引き締まる思いで、それはそれ

で良いのかも知れない。

支援費制度で最大の問題と感じる点は、よく各市町村が発行している「支援費制度」のパンフレットの最初に書かれている、「利用者が自分の意志で自由にサービスを選択できます」となっているが、本当にサービスを選択できているのだろうかという点である。

私自身考えるに居宅であれ、入所施設であれ社会資源の絶対数の少なさが元で、希望したくとも定員がいっぱい等で利用できないケースが多いのが現状ではないだろうか。また、居宅サービスにおけるヘルパーの時間数の問題、入所施設から自立生活を希望されている利用者にグループホームの満員や少なさを為個別支援の目標がクリアーできても、なかなか利用者のニーズに対応できない矛盾が生じている。利用者がいつでも自由にサービスを選択できるような社会資源の創出と改善が望まれる。

なにはともあれ、国や行政による早急な対策が必要であるし、現場で直接支援している私たち職員が声を上げて働きかけ、よりよい制度になっていくことが望まれる。

（印刷営業主任 山本信二）

あかつきコロニー

支援費制度が施行されて約1年がたつが、私自身営業より現場に5月に移動になり、それまで利用者の方と接することが少なかったことに加え、もともと福祉制度の知識がなかったので、かなり面食らったというのが本当のところである。

措置から、施設との利用契約という大きな転換は、我々職員にもいろいろな変化を生んだと思う。日常的な接遇や仕事の仕方などが常に問われ、また個別支援計画についても、最終的に本人・家族の同意を

得た上で実行するという形が徹底され、利用者の方たちが自分たちの施設に求めているものは何なのか深く考えさせられた。決して押し付けでない支援計画を作成するには、いかにアセスメントが重要か再認識し、日頃の信頼関係がなければ、本音が聞き出せないことも痛感した。

本当の意味で利用者の方との信頼関係をどう築いていくかということに悩んだ1年だったと思う。

（印刷部指導員 堀口昭利）

支援費制度が始まり施設としての役割が問われている。私の担当は作業指導員と通所者の生活支援員を兼務していて日々仕事を両立させる難しさに直面している。また作業室が2ヶ所に分かれている状況で職員は3名いるが1名は営業活動を行い実質2名で対応している。

授産活動では受注に対して生産に追われていたために作業指導が手薄になってしまった。

支援計画を作成するにあたり利用者の意見の中に

話を聞いてほしいというニーズがあった。2課の現場では作業面よりも対人関係での相談が多く、問題解決するための支援を行っている。

健康面で不安を抱えている利用者も多く働いているので緊急時の対応も迅速に行う体制が必要になる。

職員間では余裕がないとよいサービスは実施できないのではないかと懸念がある。このような事も踏まえて支援費制度の充実を図っていきたい。

(生活支援員 小室貴士)

東京コロニー

すべり込みセーフで迎えた2003年4月

支援費制度は、「利用者本位」、「選ばれる福祉サービス」、「契約にもとづく支援」などいくつかのキーワードと共に駆け足でやってきた。必死に帆走しながら(契約書や重要事項説明書の準備をしつつ)すべり込みセーフという感じで迎えた今年の4月であった。

「福祉サービス」とは？

「授産という立場を借りて共にはたらく」という姿勢で、50年以上、障害がある人の働くことをとおしての自立をめざして事業を行ってきた東京コロニーにとって、当初は、「福祉サービス」という言葉に違和感があった。「これまで、一緒にはたらいてきたのにサービスする側とされる側？」と憤慨する人もいた。

支援費制度はよい転機に

しかし、我々にとっては、支援費制度はよい転機であったといえる。東京コロニーの50年の歴史は、戦後に結核の回復者の方々のその日を生きるための事業から始まり、肺機能障害者が内部障害者と認められたことから、身体障害がある方と歩んできたといえる。ところが、ここ数年で知的障害、精神障害がある利用者の方が増えてきている。(2004年3月現在で、障害がある人の人数は全体で348名、内訳は身体213名、知的104名、精神29名)これまでの「共にはたらく」、「自立のためにより高い工賃を」と併せて、福祉サービスとしての就労支援や生活支援をよ

り多く必要とされる方々である。また、就労の場だけでなく、知的障害のある方の地域生活を支援するグループホームが2002年4月から3寮になり、まさに障害のある方への福祉サービスについて本格的に取り組むこととなった。

本来の仕事は何？に気づく

法人全体で、また各施設においても研修の機会を作り、支援費制度における施設経営、支援のあり方を学ぶ努力をしてきた。1年たった今では、「福祉サービス」という言葉が違和感なく、各施設になじんでいるように感じる。

より高い工賃を支払うため、できるだけ多く受注し生産性をあげることは、就労支援を行う授産施設にとって大きな課題である。しかし、このことに加えて、障害特性を知り利用者個別のニーズに対する支援を行なえることが施設職員として必要なスキルであり、本来の仕事であるということに改めて気づかされた。

支援費制度の理念を見失わないで

介護保険との統合や障害者就労施策の見直しなど大きな変化の時ではあるが、支援費制度の理念にもとづき、福祉サービスの向上に努め利用者の方が何を望んでいるか、利用者の立場にたって、私たちの目的を見失わずに事業を進めていかなければならない。

(福祉事業本部長 加藤留美子)

長野若槻園

激変する社会福祉諸制度下において、2004年4月1日、支援費制度がスタートした。措置（とりはからって始末をつけること）から契約（約束）という事業者と利用者は「対等な関係」となった。サービスを受ける方々にとっては良い方向に向き、事業者にとっては旧制度下以上に襟を正す時代が始まったのではないと思う。この1年あわただしく過ぎた年であった。

「意識改革」「事務量の増大」「オプション単価は・・・」など、当園として円滑な移行を図るため検討委員会を設置、加えてワーキンググループを委員会の下部組織に設け、現状の業務内容・体制・今後の在り方等の意見をまとめ、検討委員会に提言するなどの取り組みを行った。実践をする立場としては事務量の大幅増大・相次ぐ会議・専用ソフトの導入立ち上げ、同時進行の利用者支援。臨時職員の配置・パソコンの増設などで、極力利用者へのサービス低下をきたさぬよう努めた。

課題としては、

1. 利用者と事業者の直接契約となり、福祉事務所本来の援護の実施機関としての役割・機能が後

退し、利用者支援に支障をきたす事例もあった。

2. 障害程度認定の基準・判定に、事業者として大いに不満をもち、実状に即した適切な認定システムの再考と把握を、行政には切にお願いをしたいと思う。
3. 稀な事例とのことだが、契約せずに、施設の利用を続けている事例がある。地域で生きる・支えるお題目と、危機管理の不安。「やむを得ない事由」にて「措置」の形態をとり、対応に苦慮している。
4. ノーマライゼーション理念の具現化と、全ての利用者が、求める資源・運用の未成熟さの現実。否めない実状は改善をしていかなければならないと思う。

制度開始から1年経ずして拍車をかける介護保険との統合・見直し論議。見え隠れする国の財政事情の都合と優先。選べるほど、基盤整備は進んでいない。

(就労支援部 永池悦治)

山形県コロニー協会

2002年後半から利用者に対しての施設サイドからの聴き取り調査が始まり、各々に支援を必要とされる度合いを記載しながら障害程度区分の予想の合計点をはじめ数字として現れてきた。

利用者からの聴き取りは、2002年度中には一応完了していたが、1年間のみなし期間という制度の中で、私共の施設も入所で「みなしC」という枠の中に組み込まれていき、2003年度中に行政サイドからの聴き取りが始まり程度区分も早期に決定していただいた市町村もごあったが、1年間のみなし期間という流れの中で、2003年度に入ってから、しばらくは模様眺めの状況にあった。

しかしながら、いつまでも「みなしの認定」での収入基盤だけでは、到底運営が立ち行かなくなるの

が目に見えていたので、利用者に対しての十分なサービスの提供の困難さも危惧しながら、施設サイドからではあるが、早めに程度区分を決定していただきたく行政側から聴き取りに見えられるように依頼もした経緯がある。

確かに、地域の中であって、施設間では重度の枠組みでみなしが高ランクの所ではみなし期間を有効に使いたい様子もあったが、幸いに事情を察していただき、予定していた時期より大部早めに来ていただいた市町村もあり、財政的にも感謝しつつ、利用者に接しての場面においても基盤となるであろうことと考えてる。

その後の、支援費単価見直し、外泊等の取り扱い、支援費代理受領の通知等の中で利用者に対しての説明

の機会も増えている。そのような中で、1年を経過したこれからは、より一層のサービスの提供と質が問われてくることになり、継続的に改善していき、更に利

用者と共に最も必要な支援、サービスは何かを探していくことが大切になってくるものと思われる。

(就労支援課 那須孝輝)

青森県コロニー協会

支援費制度施行前年は情報収集や重要事項説明書、利用契約書等の作成や利用者への説明、そして実際の契約、また施行後には支援費の毎月請求や利用者負担金の徴収、個別支援計画の作成等新制度に係る実務に終始した。利用者へは「措置」から「契約」へ、自己選択と自己決定の尊重など新しい制度の理念を精一杯伝えたつもりではあるが、どの程度実感を持って理解していただけたか不安でもあった。特に聴覚障害者の方には手話通訳を準備して対処したが、手話が不完全な利用者の表情には不安が表れていたし、知的障害を合わせ持つ方も同様であった。また、障害程度区分の判定の際にも制度の説明は省略する市町村もあり、この時点では行政もとりあえず実務をこなすのに精一杯な状況に感じた。主役は制度を利用する障害者である。大変難しいことではあるが、様々な障害を持つ利用者に対し、制度や契約内容をより分かり易く説明する工夫が今後必要であると思う。

このように現場では、ただただ慌ただしく移行した感が否めないが、個別支援計画の作成や毎月の利用料徴収で接するときなど、利用者側の意識には徐々にではあるが変化が感じられる。個別支援計画の作成場面では、今まで以上に利用者自身が自らの生活設計を意識することとなり、利用料の支払いの際は施設サービスを利用した対価としての意識を強めている感じがする。一方で、私たち職員はまず契約社会にあることを常に意識しなければならないと思う。施設で提供するサービスつまり私たち職員一人一人の対応そのものが、契約内容に含まれており契約上の責任を伴うという自覚を持つ必要がある。

現在、障害者福祉は支援費制度と介護保険制度との統合、地域生活支援の観点から脱施設化や就労支援の見直しなどが議論され、今後も大きな変化が予想されるが、私たちは利用者により分かり易く情報を提供すると共に就労の場として事業内容の充実に努めたい。

(青森コロニーセンター協会 和田修一)

有意義だった、給食業務研修

6月24、25日の2日間、山口県コロニー協会において、11会員法人から栄養士、調理員、施設長など合計25人が参加して給食業務研修会が開催された。初めて顔を合わせるメンバーであるにも関わらず、時間が足りない程の活発な話し合いがなされた。また開設以来ずっと選択メニューを実施している山口県コロニー協会での現場研修では、参加者一同大いに刺激を受けることができた。

多忙な中、快く受け入れて下さった山口の北乗常務始めスタッフの皆さん、楽しい昼食時間にお邪魔することを許して下さった利用者、従業員の

皆さん、本当にありがとうございました。

(企画総務委員会副委員長 佐久川清美)



(全国社会福祉協議会発行『月刊福祉 2004年5月号』転載)

「支援費制度施行1年をふりかえって」

東京コロニー理事長 勝又和夫
(社団法人ゼンコロ会長)

支援費制度に向けての準備を振り返る ～東京コロニーの場合

本法人は、東京都内に社会就労センター(授産施設)や福祉工場、生活寮などを経営し、およそ330名の心身に障害のある人たちのための支援を行っている。

支援費制度に関係する本法人の取り組みは、開始前の1年間をかけて準備をしてきた。具体的には、法人の規定関係を全て見直す作業や利用契約に伴う書類の作成などで、これらは支援費制度に関係する全国全ての法人が実施したことであろう。

本法人では、法人と嘱託契約を結んだ司法書士立ち合いの元に2003年3月にグループホーム(居宅支援)と施設支援をあわせて137名との利用契約を結んだ。

また、これまでは具体的な事業別に組織を整えてきたところだが、支援費以降は組織の枠組みも、支援費制度とそれ以外、あるいは施設支援と居宅支援など、制度の枠組みにそったものに変更することとなった。

それに先立ち、2000年の社会福祉法を受けて、法人各施設においては苦情解決の仕組みを立ち上げていた。施設単位にそれぞれ第三者委員を決めてファックスとメールと郵便で苦情が届くような体制をつくり、法人の中でも匿名で出せる苦情の意見箱を置くようにした。また、この分野に詳しい弁護士を依頼し、月に1回各施設に行ってもらい、利用者が直接弁護士に相談できるような場面も整えた。

あわせて2003年の9月には、1カ月をかけて「提案月間」を設定し、利用者から生の声を挙げてもらおうと、いろいろな角度で日頃思っていることを挙げていただくような取り組みも進めてきている。

施設経営の現場から浮かび上がる課題

そうした実践を通しながら、支援費制度を経験していくと、疑問に感じた場面もある。

(1)「利用者本位」の捉え方

本法人の場合は、障害の有無は関係なく、同じ仲間としてその事業を展開してきた部分がある。この「同じ仲間として」という関係性は、作業所からスタートした授産施設や本人参加を重視する施設ではしばしば見られる構図であろう。たまたま作業能力が未熟だったりとか、どうしても一定の能力に達しないという人達についても、例えばボーナスを職員に4カ月分払うのであれば利用者に対しても額は異なるものの4カ月分を払う。退職金制度や年次有給休暇制度があるのであれば利用者にも同じように適用する。そうした点を大事にしてきた。

ところが、支援費制度に切り替わった結果、「支援される者」「支援する者」という形で施設の中にいる人たちを二分することが求められた。同じ仲間としてごく当たり前に同じように仕事をやっていたのに、どうして支援される側だ、する側だと言われるようになったのかという声を利用者からは聞く。

この制度が掲げている「利用者本位」という考え方は、仲間意識や対等性を打ち出して実践してきたところにとっては馴染みにくく、また、ほんとうに利用者本位と言えるものであったかどうかという疑問を抱いたことであった。

(2)市町村のみなし適用

制度の最初の立ち上がりの際には、障害の認定については「みなし適用」で対応するとされていた。ところが、調査票の記入依頼の進め方や本人への質問の仕方ひとつをとっても、一人ひとりの障害をある程度判った上で障害程度なされたのかということでは、市町村によってはかなりの違いがあった。準備が間に合わなかったり、予算の制約の中でできるだけ早く認定を済ませてしまおうという雰囲気はなかっただろうか。

(3)出来高払いへの後退

授産施設の工賃との関係では、国が求めるような形でいわゆる出来高払いに切り替えた施設もあった。

しかしそうなる、年次有給休暇制度の整備などこれまでの働くための改善の取り組みが後退してしまったという話も見聞する。

制度上の問題点

支援費制度において、国は最低基準を示し、都道府県が事業者の認定、事業者のサービスの評価、そして事業者認定を取り消す権限を持つ。市町村には、支給量を判定し、そして実際の支援費を支給するという権限が移っている。それを事業者が、利用者との契約のもとにそのサービスを提供するという仕組みである。

こうした構造については、身近な立場で互いが接する、市町村・利用者・事業者の三者が意見を異にする事態が懸念される場所である。それらに関するものさしは、最低基準という形で国が決めており、別にそれ以上やっても構わないと国の立場ではいう。けれども、それだけの予算的な裏付けがあるかというところと難しいところであろう。

また、都道府県については、国の最低基準に基づいた技術的指導、利用者の認定、事業者を評価して取り消すというだけでの責任でしかないというふうに言われ、利用者としては、不服は市町村にしか訴えられない形になっている。制度全体を通すと、身近な三者のところでも不満や苦情が矮小化されるのではないかという心配がある。

実際に制度が運用される中では、「先に予算ありき」のような感じを私は受けている。国のレベルで全体をみると、支給決定と利用実績とのあいだに乖離があるという調査結果が出されてはいる。しかしながら、報道では当初50億円の予算が足りないと言われていたものが、最終的には100億円も足りないという話にもなっていた。逆に言えば、ではその支給決定は一体何だったのだろうかという話にもなってくる。仮に支給決定したものが全て実施されたとすれば、果たして何100億足りなかったのか。2003年度は解決したというが、制度の作り方そのものにも問題はなかったのだろうかと感じる。

それと関わってくるのが、市町村の実施体制や担当者の問題であろう。例えば身体障害関係はそれなりの判定職員数をそろえていても、知的障害関係は

手薄であったり、地域的な偏りもあるのではないか。さらに判定職員の資質の点で言えば、公務員の人事制度の元では、社会福祉分野に関する十分な資質や経験をもたないままに配属される職員も少なくない。これだけの支援費を決定したとするのであれば、それを決定した人たちはきちんと研修を受けた人たちであったのか、きちんとした判定体制がつくられたのかどうかという問題も含めて検証を進めていくことが必要ではないだろうか。

介護保険制度との統合に関連して

いま、支援費制度と介護保険制度の統合問題が起こってきている。施行から1年も経たないうちでの見直しであり、施行前に喧伝された理念を考えるとお手軽な感は否めない。特に、制度施行に際して誠実に取り組んできた関係者ほどその感を強くしているのではないだろうか。

現行の介護保険制度においても、重い障害のために24時間のケアを必要とする方が、それまでは障害福祉分野の施策を活用して地域の公営住宅で暮らしていたのに、介護保険制度がはじまってそちらに移行するとすぐに利用上限に達してしまった。ところが支援費制度が始まった際には認定がされずに、月々の個人負担が数十万円を超えるような事態となり、悲鳴をあげているという事例も聞く。

他にも、様々な課題が指摘される場所であるがとりわけ、ほんとうの意味で障害のある人のためのケアマネジメントができるのかという問題が問われてくるのではないかと思う。

介護保険制度におけるケアマネジメントは、サービスの支給量を決定するために行うものである。しかし障害者のケアマネジメントについては、単にサービスの量を決めるだけでなく、その人が地域の中でいきいきと生きるために何が必要かという視点から進めるべき話であろう。同様に判定作業についても、その人のライフステージの中で次に繋がるような形の判定ができたかどうかということが問われなければならない。

そうした積み上げを踏まえた上で、介護保険制度との違いについて議論したり、介護保険の中の新しい可能性を見出すということができるかもしれない

が、そこがなおざりにされたままにでいくことについて心配をしている。

施設の地域化、「施設解体」宣言

介護保険制度と直接の関係を結ぶものではないが、社会福祉施設においては、従来以上に地域化を進める動きが見られる。県内の社会福祉法人が本格的に地域福祉事業を推進するための人的配置を制度化した社会福祉協議会があり、全国社会福祉施設経営者協議会でも「一法人一実践事業」を推進し、地域への社会貢献を強く意識した取り組みを進めている。また、本特集のレポート(注:『月間福祉 2004年5月号』の特集を指す。以下同じ。)にもあるような利用者の地域生活への移行支援を始めた大規模入所施設の動向も、興味深く見守りたい。

特に、「施設解体」とも言われる地域移行の取り組みは、結果的にその地域に暮らす場をつくらなければならない。ただし、単に大規模施設を複数の小規模施設に置き換えるだけで地域移行と言えるだろうか。更生施設だからダメでグループホームだからいいという形態の問題でももちろんない。地域で暮らすということの意味を考えた支援であることに加え、具体的な個人(一人ひとりがみな違う個性とニーズをもっている)の顔が思い浮かぶような支援であるかどうか、地域の受け入れ体制づくりを含めて、

丁寧な実践が必要となってくる。

そのことを考えれば、子どものときからの統合教育も必要となるし、地域の中でそのまま育ち、その地域で暮らせるような場をつくっていく。そこまで見据えて社会を築いていかなければならないだろう。

働くことも支援のひとつとして

最後に、この機会にわが国における働く施設の問題や支援費制度との関連づけについては、積年の問題も含めてきちんと整理をする必要があることを指摘したい。

本特集の掲載号が刊行する頃には報告書がまとまる予定とされており、締め切りとの関係で内容をお伝えするにはいたらないが、厚生労働省では「障害者の就労支援に関する省内検討会議」を設置し、雇用支援策の強化、働く場の拡大、福祉的就労から一般就労への移行促進などについて検討を進めている。

既存の社会福祉施設ひいては授産施設に対する見方には厳しいものもあり、一般就労への抵抗勢力だとみなされている向きもないではない。しかしながら、多様な働き方や働く場の保障という点からすれば、一般就労で起こるミスマッチや加齢による早期リタイア後の受け皿として、福祉的就労の意義は大きいものと考えている。引き続き、ライフステージや人間の幸福を考えるに相応しい、深めた議論を進めていきたいと期している。

支援費制度における記録のとり方と「サポート2」研修会のお知らせ

ゼンコロでは、「支援費制度における記録のあり方」としての制度上網羅しなければならない点や、プライバシー保護などについて弁護士仁科豊氏からお話しを聞き、その後利用者支援のための記録活用ツールとして、「ケース・サポート・システム」をバージョンアップした「サポート2」を実際に活用した事例とおとした研修会を、次のとおり予定している。

- 日時 2004年8月26日(木)13:30~27日(金)11:30 1泊2日
 - 場所 スマイルなかの 4階多目的室 中野区中野5丁目68-7
 - 講師 仁科 豊(弁護士)
小川 弘子(東京コロニー ケースワーカー)
 - 参加者 約20名
 - 参加費 1法人7,000円(「サポート2」代金として)
 - 内容

1日目	「支援費における記録のあり方」	13:30~15:00	(仁科弁護士)
	休憩	15:00~15:15	
	記録と「サポート2」	15:15~17:00	
2日目	「サポート2」の活用事例	9:30~11:30	
- 沖縄コロニー他、3例程度発表していただき、質疑応答や情報交換を行なう。



2003(平成15)年度 社団法人ゼンコロ事業報告

(2003年4月1日～2004年3月31日)

1. はじめに

社会福祉法の制定等をはじめとする社会福祉基礎構造改革の一環として、本年度から措置制度から契約制度への移行が実施された。選択できる程のサービスメニューがあるとはいえ、地域で質の高いサービスを受けながら自立生活ができる環境にはまだまだなっていないという現状の問題認識をもったうえで、施設運営や事業の主体となる各法人は取組んだが、支援費制度の初年度から128億円の財源不足が生じ、財政的な行き詰まりをみせるに至っている。また、利用者にとってさらなる自己負担増への不安の問題も依然としてあり、今回の改革は公的責任の利用者本人と事業者への付け替えによる障害者福祉の後退につながる側面を持つという本質と理念と実態のあまりにも乖離を露呈したと言わざるを得ない。こうした状況を踏まえ、ゼンコロは他組織・団体等と協力して知恵を出し合い、現行の福祉水準の後退をいかに防ぎどう改善させていくかを考える年度でもあった。

ハード面でのバリアフリーは着実に進められており、欠格条項の改善も一定の前進をみた。公的責任による差別廃止への前進もみられ、法改正後も実際の運用や内容の充実など、今後もその動向に注目し対応していかなければならない。

今後とも厳しさが予想される印刷事業については、発想を転換して情報サービス業であるとの視点に立った印刷業自体の見直しを含めた総合的事業への展開を図っていくことが必要と考え、そのための取組みを一部に本格化させた。また、利用者の変化に対応した新たな職域の開拓も視野に入れ、ヤマト福祉財団の助成を得て本格的な調査活動を実施し、次年度に向けた取組み課題を明らかにした。



理事会

知的障害・精神障害のある利用者の増加傾向は続いており、それにより生じてくる専門的ケアや従事者の資質向上等、新たな課題への適切な対応を図るための勉強会・研修会を会員法人の工夫により実施し、今後に向けてはこれらの実績を持ち寄り、全国規模での実施が有効であると思われるものについてはプログラム化も検討することとしている。

一昨年の「アジア太平洋障害者の十年」最終年を受けて、新たに定められた「新アジア太平洋障害者の十年」や「新障害者計画」を受け止め、その内容の充実に向けての取組みは、日本障害者協議会（JD）を介しての日本障害者フォーラム（JDF）準備会への参加や国内4団体（セルフ協、日本セルフセンター、きょうされん、ゼンコロ）によるワーカアビリティ・インターナショナル・ジャパン（WiJ）の組織に参加し、一定の役割を担うこととした。

一方、ゼンコロの会員法人は、各々が所在する地域に根ざしつつ、障害者関係団体はもとより他の分野とも連携して、障害者を取りまく状況を冷静に判断しつつ的確に対応できる柔軟性のある体制づくりが求められており、ゼンコロ会員法人がこれらに対応することができるか否かについて、公益法人としての存在意義にまで踏み込んだ一定の議論を終えた。

2. 国際的動向への対応

2003年は「新アジア太平洋障害者の十年」の始まりの年である。このことに併せて策定された「新障害者計画」の充実や国連における「障害者権利条約」の制定に向けてゼンコロは、日本障害者協議会（JD）の加盟

団体としてJ Dを支援することにより積極的に取組みつつある。

きょうされん・セルフ協・ゼンコロの三者で構成しているアジア太平洋ワークセンターネットワーク（A P W D）は、ワーカアビリティ・インターナショナル（W i）にきょうされん、ゼンコロがダイレクト加盟することにより、ワーカアビリティ・インターナショナル・アジア（W i A）に発展的に改称し、引き続きその活動の活性化のために努力を推進していくこととした。

情報通信技術はさらに進展しており、重度の障害者の活動や雇用・就労を進める上での可能性はますます広がっている。今後とも海外情報を積極的に収集しこの分野の動向に注目し適切に対応していくこととしている。

3. 国内的動向への対応

障害者施策に関わる国の動向を常に把握し、新しい施策の内容を注視しながら、施策策定過程において不適當と思われる部分がある場合は、主としてJ Dを通して、改善のための運動を起こすよう努めた。

社会福祉基礎構造改革の一環として本年度から実施された施設利用の契約制度への変更や新会計基準等について適切に対応できるよう取組むとともに、総合福祉法や障害者差別禁止法制定も視野に障害者基本法の改正等の活動にも一定のかかわりを持った。

日本障害者協議会・日本障害者リハビリテーション協会・日本身体障害者団体連合会・全国社会福祉協議会・D P I日本会議・全日本手をつなぐ育成会・日本ろうあ連盟・日本盲人会連合会で構成された『日本障害者フォーラム（J D F）準備会』にJ Dを介して協力するとともに、本年度から始まった「新障害者プラン」の評価と、その内容の充実についても役割を果たすよう努めた。ただし、ゼンコロとしては運動団体としての姿勢は、J Dを介することを基本にした。

4. 全国社会就労センター協議会（セルフ協）にかかわる動向

5つの法律のもとに14種類の施設が混在し、各法毎に整合性のない現状について、学識経験者を含めた「社会就労センターのあり方検討会」において最終提言が示されたが、本年度はこの実現に向けた指針づくりに一定の参加をした。この動きを注視しつつ支援費制度に移行しなかった各施設（生保・社会事業・精神・小規模・福祉工場）の本格的な見直しも視野に、これらの基礎的、横断的改革に向けた取組みに積極的にかかわっていくこととしている。

また、日本経済の低迷の中で、多くの施設が受注減や業種の継続にもかかわる影響を受けつつあるが、唯一経済活動を前提とする福祉施設であることについて法制度上での支援策の具体化や新規事業委員会等の活動を通じて初期の目的が果たせるよう、日本セルフセンターの事業への協力も含め、取組んだ。

社会福祉基礎構造改革における利用契約制度への移行や授産施設会計基準の完全適用を受け、利用者や事業者にとっては「自己責任」を一方的に押し付けられ、結果責任が問われる新たな環境の出現や公益法人改革の動向についても注視した年度であった。



第44回総会

5. 会員法人間の相互啓発、交流の促進

(1) 3委員会の活動

企画総務委員会はゼンコロ要覧改訂に着手し、ゼンコロ会報を2回発行した。また、交流を重視した各種研修を計画したが、実施は次年度となった。委員会は8月、10月、1月の3回開催し、委員長、副委員長を新た

に選出して方針をまとめ、ホームページ更新などの課題を整理した。

印刷事業委員会は西日本ブロックで10月、技術交流研修会を沖縄で開催した。年賀状を出発とした新しい事業展開では、複数の法人によるネットワークで端緒を開いた。この間委員会は開催されず、新しい事業展開に備えるため各法人の印刷機械設備の状況を把握するためのアンケート調査を行なった。会員法人の印刷事業月例報告は引き続き経営内容の分析と情報交換の促進を図るため実施した。

新規事業委員会は5月、9月の2回開催した。9月はリサイクル施設の見学研修を兼ね京都で委員会を開催した。ヤマト福祉財団へ新規事業に関する研究・調査助成事業を申請し、精力的に調査活動を行うとともに年度内にその報告書をまとめた。委員長が今年2月に急逝したことを受け委員長、副委員長を年度途中で再選出した。拡散したテーマを改めて整理し、新規事業が確実に実を結ぶための課題整理を行った。

(2) ゼンコロ会報は2回発行した。購読者団体に対して継続希望の有無のアンケート調査を行なった。人材育成・研修、調査研究のための企画・検討は企画総務委員会を中心にを行い、提案した。

(3) 既存図書の販売を行った。

6. 会議の開催

(1) 第42回定期総会および理事会を6月長野で開催した。

(2) 第43回総会および理事会を、11月福岡・久留米市で開催した。

(3) 3月東京で拡大理事会を開催し、支援費制度の介護保険統合問題への対応を中心とした情報と意見交換を行った。

7. 関係諸団体との協力

(1) セルプ協、NPO法人日本セルプセンター、きょうされんとの関係強化を引き続き図った。きょうされんととの事業に関する共同研究を進めるため、2月に第1回の打ち合わせを開催した。

(2) JDの加盟団体として、その役割を果たした。

(3) 日本障害者リハビリテーション協会の会員、日本職業リハビリテーション学会の賛助会員、APWDを発展させたWi、WiA、WiJの構成団体として活動に参画・協力した。

(4) 精神障害者関係団体との連携をとり、必要な活動を行うこととしている。

8. その他

ゼンコロの運営のあり方について、企画総務委員会を中心に課題整理を行いつつある。厚生労働省の指導に従い、諸規程の整備と公益法人会計基準に合致する経理処理を実施し、社団法人としての運営・管理体制等の整備を図った。

社団法人ゼンコロ一般会計・貸借対照表

2004年3月31日現在

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	55,638	未払金	742,255
普通預金 (東京三菱)	2,981,962	特別預り金	5,451,120
普通預金 (芝信用金庫)	1,512,282	負債合計	6,193,375
普通預金 (中央三井信託)	80,689	基金の部	
定期預金 (中央三井信託)	16,873,371	基金	120,000
郵便振替	3,354,292	白十字基金	500,000
未収金	436,206	15周年基金	2,500,000
立替金	737,887	海外交流基金	311,553
		基金合計	3,431,553
		剰余金の部	
		繰越剰余金	16,407,396
		(当期剰余金)	2,542,823
資 産 合 計	26,032,324	負債・基金・剰余金合計	26,032,324

社団法人ゼンコロ一般会計・損益計算表

自2003(平成15)年4月1日～至2004(平成16)年3月31日

(単位:円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
総 会 費	505,430	会 費	11,721,600
会 議 費	293,804	寄 付 収 入	225,000
人 件 費	6,565,117	雑 収 入	3,087,924
研 修 費	41,100	会 費 2	12,800
消 耗 品 費	228,678	補 助 金 収 入	1,000,000
通 信 運 搬 費	336,215	前 期 繰 越 除 余 金	13,864,573
旅 費 交 通 費	738,103		
印 刷 費	101,865		
交 際 費	69,330		
事 務 局 使 用 料	856,800		
関 係 団 体 費	542,762		
研 究 資 料 費	430,320		
会 報 印 刷 費	1,902,036		
会 報 発 送 費	298,397		
リ ー ス 料	75,600		
雑 費	252,736		
送 金 手 数 料	15,517		
雑 損 失	250,691		
繰 越 剰 余 金	16,407,396		
(当期剰余金)	2,542,823		
計	29,911,897	計	29,911,897

2004(平成16)年度 社団法人ゼンコロ事業計画

(2004年4月1日～2005年3月31日)

1. はじめに

支援費制度の介護保険統合化問題は、この秋までにほぼ形が固まる動きをみせている。「介護保険の良い部分を取り入れながら支援費制度の理念を発展させていくことが重要」(厚生労働省障害保健部長)としている。

その中でもなお、国はこれからの障害者施策のポイントとして、障害者が地域で自立した生活を支援していくために「就労」は極めて重要な政策課題、と障害者の就労支援に関する今後の施策の方向性を検討する省内会議を重ねてきている。その内容は注視する必要がある。施設体系全体の見直しや一般就労施策の充実をセルフ協は提案しているが、特に雇用率未達成の原因究明と雇用関連施策の検証を国に求めていく必要がある。併せて法定雇用率の対象に精神障害を加えることや在宅就業促進策を含む障害者雇用促進法の改正案を平成17年度通常国会に提出する方向で検討されているが、その実施を見守っていきたい。

未だに厳しさが残る印刷事業については、民間企業とのタイアップによる新市場開拓へ本格的に動き出すこととなり、ゼンコロネットワークでカラーマッチング技術の確立を早期に立ち上げなければならない。小ロット、多品種、短納期という、従来の市場では考えられなかったチャレンジが今後の「コロニー印刷」の命運を握る、といっても過言ではない。また、新規事業委員会の活動も本格化させなければならない。

障害者福祉を取り巻く環境は、国の構造改革の進展により日毎に厳しさを増しているというのが実感である。しかし、国連における障害者の権利条約制定の動きや、JDF準備会にみられる国内障害者団体の結集の動きは、社会的にハンディを有する多くの人々の希望であり、この動きをゼンコロとしても支え、共に活動していくことが求められていると認識している。外的にはこのスタンスを堅持し内的には障害当事者の願いを実現させる取組みとともに、限られた社会資源である会員法人の運営・経営する各施設について社会から「選ばれるものとなること」を目指し、サービスの質の向上やそのメニューの充実を図るための努力を系統的に実施する必要がある。

継続している国際交流は、引き続き地道に活動をすすめていくこととする。

2. 国際的動向への対応

ワーカビリティインターナショナル(Wi)の年次総会が10月、ニュージーランドで予定されている。ゼンコロとして代表を送り、世界の障害者団体と連帯を持って交流を進めるだけでなく、事業振興の側面からの検討も加えるものとする。

3. 国内的動向への対応

障害者施策に関わる国の動向を把握し、新しい施策の内容を注視しながら、施策策定過程において不相当と思われる部分がある場合は、主として日本障害者協議会(JD)を通して改善のための運動を起こすよう努めていくものとする。総合福祉法や障害者差別禁止法制定も視野に活動する。

『日本障害者フォーラム(JDF)準備会』の求める活動に積極的に協力するとともに、前年度から始まった「新障害者プラン」の評価とその内容の充実についても役割を果たすよう努めていく。

4. 全国社会就労センター協議会(セルフ協)にかかわる動向

国の進める就労施策の見直しに関し、セルフ協の求めに応じて積極的な役割を果たすとともに、制度の先行実施、ゼンコロならではの取組みを果たせるよう準備する。

支援費制度に移行しなかった各施設(生保・社会事業・精神・小規模・福祉工場)の本格的な見直しも視野

に、これらの基礎的、横断的改革に向けた取組みに積極的にかかわることとする。

5. 会員法人間の相互啓発、交流の促進

(1) 3つの委員会(企画・総務、印刷事業、新規事業)を引き続き運営し、事業の充実と向上をめざすものとする。

①企画総務委員会…各種研修、制度・政策に関わる情報収集と対外活動およびそれらへの対応をはじめ、ゼンコロ運営の全般に関わることを検討・担当していくものとする。

②印刷事業委員会…構造的な変化を遂げつつある印刷事業について、総合的な事業展開を図るため、本年度より事務局職員を新たに1名専任させることとする。

会員法人の印刷事業月例報告により、引き続き経営内容の分析と情報交換の促進を図るものとする。

③新規事業委員会…民間企業との異業種コラボレーションにより、新規事業の成果を確実にものにしていくこととする。

(2) ゼンコロ会報、人材育成・研修、調査研究を企画・検討し提案を行う。

(3) ゼンコロのホームページを広報手段として充実させ、メーリングリスト等により会員法人間ならびに各委員会の活動に有効に機能させる。

6. 広報活動の促進

(1) 会報「ゼンコロ」を年4回発行する。年間発行スケジュールは次のとおりとする。

135号-2004年6月、136号-2004年10月、137号-2005年1月、138号-2005年3月

(2) ホームページを他の障害者関連団体とリンクさせて積極的に広報活動に活用する。

(3) 既刊図書の販売を促進する。

7. 会議の開催

(1) 第44回定期総会および理事会を青森で、第45回総会および理事会を沖縄で開催する。

(2) 理事会を前記以外に2回開催する。

(3) 3委員会を必要に応じて開催する。

(4) その他、状況に応じて必要な会議を開催する。

8. 関係諸団体との協力

(1) セルフ協、NPO法人日本セルフセンター、きょうされんとの関係強化を引き続き図る。特にきょうされんとの共同研究等の事業に着手する。

(2) JDの加盟団体として、積極的に役割を果たすように努める。

(3) 日本障害者リハビリテーション協会の会員、日本職業リハビリテーション学会の賛助会員、Wiの構成団体として活動に参画・協力する。

(4) その他精神障害者関係団体との連携をとり、必要な活動を行う。

9. その他

ゼンコロの運営のあり方についての検討をすすめるとともに、財政面における安定的な事業運営のあり方を引き続き検討する。

社団法人ゼンコロ2004 (平成16) 年度予算

〈費用の部〉

(単位：円)

科 目	2003年度予算	2004年度予算
総 会 費	400,000	500,000
会 議 費	300,000	250,000
人 件 費	5,440,000	9,600,000
消 耗 品 費	40,000	100,000
通 信 運 搬 費	300,000	300,000
旅 費 交 通 費	600,000	850,000
印 刷 費	300,000	1,100,000
交 際 費	150,000	100,000
事 務 局 使 用 料	856,800	856,800
リ ー ス 料	75,600	75,600
研 修 費	600,000	200,000
関 係 団 体 費	620,000	860,000
研 究 資 料 費	400,000	500,000
会 報 印 刷 費	2,400,000	2,536,000
会 報 発 送 費	620,000	400,000
予 対 費	30,000	-
送 金 手 数 料	-	15,000
雑 費	150,000	150,000
ネ ッ ト 線 出 金	2,000,000	-
費 用 合 計	15,282,400	18,393,400
当 期 損 失	-324,400	-1,031,200
当 期 繰 越 剰 余 金	13,494,327	15,626,887
合 計	28,776,727	34,020,287

〈収入の部〉

(単位：円)

科 目	2003年度予算	2004年度予算
会 費 収 入	11,721,600	13,087,200
会 費 収 入 2	2,006,400	-
寄 付 収 入	400,000	225,000
雑 収 入	830,000	4,050,000
収 入 合 計	14,958,000	17,362,200
前 期 繰 越 剰 余 金	13,818,727	16,658,087
合 計	28,776,727	34,020,287

総会で特別会員を加入承認

第44回総会が青森市で6月10・11日開催され、ゼンコロ特別会員として「有限会社アビリティーカンパニー」を加入承認した。アビリティーカンパニーはデザインの企画・制作、デジタルコンテンツ制作を事業としている企業で、ゼンコロの印刷事業の全国展開を共に進めていくことで業務提携を結んだ。今後の提携強化とその結果を期待したい。

沖縄コロニー 山城永盛理事長の瑞宝双光章・叙勲を祝う会

昨年秋の褒章授与式で、沖縄コロニー理事長の山城永盛氏が「瑞宝双光章」を叙勲された。ゼンコロとして改めて「祝う会」を第44回総会（青森県で開催）の終了時に席を設け、調名誉会長と共に山城理事長を当地・青森にご招待して、お祝いを差し上げた。

ゼンコロ先達のお二人の元気なお話しを久し振りに直接お聞きすることができ、非常に和やかなのひと時を過ごさせていただいた。



山城理事長



祝う会出席者全員で…



青森コロニーの故木下理事長夫人、故坂本専務夫人とともに。



名刺ハガキプリンタのスタンダード
MP-1200R



新発売
マルチカードプリンタ
MP-5000

- ・多様な用紙に対応
 - 》名刺ハガキ/往復ハガキ/三つ折/封筒など
- ・バリアブル印刷に対応
 - 》宛名印字/席札/入場券/チケットなど
- ・印圧/濃度/速度の調整による最適な印字
- ・名刺100枚2分40秒、ハガキ100枚4分
- ・安定した給紙と高い印字位置精度

名刺ハガキプリンタの高品位版
印刷会社様も太鼓版の一台!
MP-2000ProV





株式会社 **ムサシ**
(発売元)

本社: 〒104-0061 東京都中央区銀座8-20-36 第二営業本部 03-3546-7717
<http://www.musashinet.co.jp>



OSMC
(製造元)

東京支店 03-3546-7716	東関東支店 043-202-7561	大阪支店 066-745-1634	福岡支店 092-282-6301
神静支店 045-461-3400	札幌支店 011-551-6911	名古屋支店 052-581-7307	中四国支店 082-232-9261
北関東支店 048-640-5795	仙台支店 022-227-9185		



FUJIFILM
I&I-Imaging & Information

新世代CTP湿し水
ECOLITY-1

- CTP版上のシャープな網点を、印刷物上でも高品質に再現
- 抜群の安定性で「印刷標準化のための基準づくり」に貢献
- PS版にも効果を発揮し、オフ輪にも枚葉にも使える万能タイプ

富士フイルム グラフィックシステムズ株式会社 本社 〒101-8452 東京都神田錦町3-13竹橋安田ビル2F TEL 03 (5259) 2314 [ホームページ http://www.ffgs.co.jp](http://www.ffgs.co.jp)



i-Communication

美しさをまもりぬく、
CTP思いの湿し水。

福祉施設の企画・総合計画・改造計画・設計監理



— 確かな経験と豊富な実績 —

昭和44年の創業以来、北海道から沖縄まで全国各地に600件の公立・民間の福祉・医療施設建設を手がけた、数多くの経験と実績があります。施設の移転計画、増改築計画等、どんなことでもお気軽にご相談ください。計画・申請から設計/監理にいたるまで一貫したお手伝いをさせていただきます。

株式会社 新環境設計
代表取締役 平松良洋
〒113-0033 東京都文京区本郷4-10-7 本郷MKビル
TEL. 03-5800-0321 FAX. 03-5800-0505
<http://www.shinkankyo.co.jp>

Let's try! **COCO SYSTEM**

環境ビジネス

融合

福祉活動

障害者自立支援と環境保護を我々と共に取り組みましょう!

福祉社会への参加を通じ、循環型社会への貢献を
開拓者の心で可能性を追求しよう!

全面的にサポートします!
(株)総合整備 (株)大野商事
(株)ドムス環境総研